

安城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 1 8 号

安城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(安城市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 安城市水道事業給水条例 (昭和 4 2 年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「(以下「指定給水装置工事事業者」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者 (法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。) 又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者が」を削り、「場合」を「者 (以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 3 3 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(安城市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 安城市公共下水道条例 (平成 4 年安城市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、市が行う場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体が当該指定と同等の基準に基づく指定その他の行為をした者にその工事を行わせる必要がある

と市長が認めるときは、この限りでない。

(安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成10年安城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、市が行う場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体が当該指定と同等の基準に基づく指定その他の行為をした者にその工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。